

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29年 4月 1日～平成 31年 3月 31日までの 2年間
2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

### <対策>

- 平成 29年 10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成 30年 10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：平成31年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

### <対策>

- 平成 29年 4月～ 調査、検討開始
- 平成 29年 10月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標3：地域の子供を対象とした施設見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

### <対策>

- 平成 30年 1月～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成 30年 4月～ 部署への説明及び体制作り
- 平成 30年 6月～ 依頼元との連携
- 平成 30年 10月～ インターンシップの受け入れ開始